

秋田県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程

平成19年2月1日

訓令第2号

平成20年3月28日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、広域連合長の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定め、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、もって事務決裁の適正化を図るものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 局長 秋田県後期高齢者医療広域連合行政組織規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第4号。以下「規則」という。）第4条に定める局長をいう。
- (2) 次長 規則第4条に定める次長をいう。
- (3) 課長 規則第4条に定める課長及び会計室長をいう。
- (4) 班長 規則第4条に定める班長をいう。
- (5) 決裁 広域連合長の権限に属する事務の処理につき、意思決定することをいう。
- (6) 専決 特定の事務の処理に関し、広域連合長に代わって決裁することをいう。
- (7) 代決 広域連合長又は専決する権限を有するもの（以下「決裁権者」という。）が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で一時的に、その者に代わって決裁することをいう。
- (8) 不在 出張又は休暇その他の理由により、決裁権者が決裁できない状態にあることをいう。

(事務決裁の原則)

第3条 事務の決裁は、当該決裁の結果の重大性に応じ、決裁権者が行うものとする。

(決裁の効力)

第4条 この規程に基づいてなされた決裁権者（広域連合長を除く。第7条から第9条までにおいて同じ。）の決裁は、広域連合長の決裁と同一の効力を有するものとする。

(決裁の順序)

第5条 決裁は、原則として、順次その決裁を受けるべき事項に係る事務を主管する直属の上司の意思決定を経るものとする。

- 2 前項の場合において、次条に規定する事項で指定されているものにあつては、その指定先に合議しなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、他の課に関連がある事業であると認めるときは、当該課に合議し、又は供覧しなければならない。

(広域連合長決裁事項)

第6条 次に掲げる事項は、広域連合長の決裁を受けなければならない。

- (1) 広域連合運営上の基本方針の決定に関すること。
- (2) 議会の招集及び議会に付議すべき事件に関すること。

- (3) 議会の権限に属する事項の専決処分に関する事。
- (4) 条例、規則その他重要な例規の制定改廃に関する事。
- (5) 特に重要な会議の招集及び付議案件に関する事。
- (6) 特に重要な告示、公告、指令及び通達に関する事。
- (7) 特に重要な陳情、申請、照会及び回答に関する事。
- (8) 特に重要な事業の計画及び実施に関する事。
- (9) 不服申立て、訴訟、和解及び調停に関する事。
- (10) 褒賞及び表彰に関する事。
- (11) 職員の任免、分限、懲戒、給与その他重要な人事に関する事。
- (12) 局長の出張及び服務に関する事。
- (13) 局長の出張に係る支出負担行為及び支出命令に関する事。
- (14) 広域連合長、副広域連合長の出張に関する事。
- (15) 広域連合長、副広域連合長の出張に係る支出負担行為及び支出命令に関する事。
- (16) 補償、補てん及び賠償金(1件の金額が2,000万円未満の公共工事に係る補償金を除く。)の支出負担行為に関する事。
- (17) 重要な公有財産の取得及び処分に関する事。

(専決事項)

第7条 局長及び課長の専決事項は、別表第1及び別表第2に定めるところによる。

(決裁の例外措置)

第8条 決裁権者は、次に掲げる事項については、決裁することができない。

- (1) 異例又は先例になると認められるもの
- (2) 重要なもので、広域連合長の特別の指示により処理するもの
- (3) 紛争若しくは論争のあるもの又はそれらのおそれのあるもの
- (4) 法令の解釈上疑義又は有力な異説のあるもの
- (5) 政治性の伴うもの

2 決裁権者が欠けたときは、その専決事項について、その者の所属の上司の決裁を受けなければならない。

3 課長の専決事項であっても、他の課長の合議を要するもので特に必要があると認められる場合は、次長の決裁を受けなければならない。

(報告義務)

第9条 決裁権者は、決裁する場合において、自己の専決事項であっても、所属の上司に連絡する必要があると認められるものについては、その都度又は定期的に報告するものとする。

(権限を類推する決裁)

第10条 決裁権者は、この規程に定めのない決裁すべき事項であっても、当該事項の内容により、専決事項に準じ適宜類推して決裁するものとする。

(代決)

第11条 広域連合長が不在の場合は、あらかじめ広域連合長が指定する順序により副広域連合長が、その専決事項を代決することができる。

2 副広域連合長が不在の場合は、局長が、その専決事項を代決することができる。

- 3 局長が不在の場合は、次長が、その専決事項を代決することができる。
- 4 次長が不在の場合は、その専決事項に係る事務を主管する課長が、その専決事項を代決することができる。
- 5 課長が不在の場合は、その課の庶務を担当する班長が、その専決事項を代決することができる。

(代決できる事項)

第12条 代決は、特に至急に処理しなければならない事項に限り行うことができる。ただし、決裁権者が、あらかじめ代決してはならないものと指定した事項又は異例若しくは疑義のある事項については、代決することができない。

(代決後の手続)

第13条 代決した事項については、速やかに所属の上司に報告し、又は関係文書を所属の上司の閲覧に供しなければならない。

附 則

この訓令は、平成19年2月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

1 庶務に関する専決区分

専決事項	決裁権者	
	局長	課長
(1) やや重要な陳情、申請、照会及び回答に関すること。	○	
(2) やや重要な会議の招集、事業の計画及び実施に関すること。	○	
(3) 軽易な告示、公告、指令及び通達に関すること。	○	
(4) 法令に基づく各種統計調査に関すること。	○	
(5) 所定又は定例に関すること。		○
(6) 証票、鑑札、許可証等の交付に関すること。		○
(7) 諸証明及び閲覧並びに謄抄本の交付に関すること。		○
(8) 次長及び課長(相当職を含む。)の出張及び休暇に関すること。	○	
(9) 所属職員の出張及び休暇に関すること。		○
(10) 職員の時間外勤務命令に関すること。		○
(11) 所属職員(長の職にある者を除く。)の担当に関すること。		○
(12) 職員給与支払に係る月例報告に関すること。		○
(13) 指定管理者の候補者の選定に関すること。	○	

別表第2（第7条関係）

1 支出負担行為に関する専決区分

専決事項		決裁権者	
		局長	財務担当課長
(1)	報酬		○
(2)	給料		○
(3)	手当		○
(4)	共済費		○
(5)	災害補償費	500万円未満	80万円未満
(6)	恩給及び退職年金		○
(7)	賃金		
	ア 作業員賃金	200万円未満	80万円未満
	イ その他		○
(8)	報償費	500万円未満	80万円未満
(9)	旅費		
	ア 次長及び課長級の出張	○	
	イ その他		○
(10)	交際費	5万円未満	
(11)	需用費		
	ア 食糧費	20万円未満	5万円未満
	イ 物品(物品修繕を含む。)	500万円未満	80万円未満
	ウ 光熱水費		○
	エ その他	500万円未満	80万円未満
(12)	役務費		
	ア 後納郵便料及び電信電話料		○
	イ 保険料のうち継続的に加入している保険に係るもの		○
	ウ 医療保険に係る診療報酬審査支払手数料		○
	エ その他	500万円未満	80万円未満

(13) 委託料	ア 長期継続契約によるもの(契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。)		○
	イ その他	500万円未満	80万円未満
(14) 使用料及び賃借料	ア 長期継続契約によるもの(契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。)		○
	イ その他	500万円未満	40万円未満
(15) 工事請負費		2,000万円未満	130万円未満
(16) 原材料費		500万円未満	80万円未満
(17) 公有財産購入費		500万円未満	
(18) 備品購入費		500万円未満	80万円未満
(19) 負担金、補助及び交付金	ア 義務的性質の負担金		○
	イ その他負担金	200万円未満	50万円未満
	ウ 補助金	200万円未満	
	エ 交付金	200万円未満	
(20) 扶助費			○
(21) 貸付金		200万円未満	
(22) 補償、補てん及び賠償金	公共工事に係る補償金	500万円未満	80万円未満
(23) 償還金、利子及び割引料			○
(24) 投資及び出資金		200万円未満	
(25) 積立金		200万円未満	
(26) 寄附金		200万円未満	
(27) 公課費			○
(28) 繰出金		○	

備考

- 1 支出負担行為書の金額を変更する場合の専決区分は、増額については当該増額後の金額により、減額については当該減額前の金額による。
- 2 複数年度にまたがる継続費又は債務負担行為に係る各年度の支出負担行為の決裁権者は、課長とする。
- 3 前年度から繰り越された歳出予算のうち、前年度において支出負担行為済みのものに係る支出負担行為の決裁権者は、課長とする。
- 4 債権者を集合して支出負担行為の手続をする場合の支出負担行為の専決区分は、債権者を集合した支出負担行為の金額による。
- 5 科目を併合して支出負担行為の手続をする場合の支出負担行為の決裁権者は、この表の専決事項のそれぞれの決裁権者のうち上位の決裁権者とする。この場合において、この表の同一の専決事項内の科目の併合は、当該併合に係る金額を合計するものとする。

2 歳出予算の執行に係る契約の契約方法及び業者選定に関する専決区分

専決事項	決裁権者	
	局長	財務担当課長
(1) 物品の購入及び修繕に関する契約	予定価格500万円以下	予定価格80万円以下
(2) 工事請負に関する契約	予定価格2,000万円以下	予定価格130万円以下
(3) 物品の賃借に関する契約	全体の予定価格 500万円以下	全体の予定価格 40万円以下
(4) 前各号に掲げる契約以外の契約	予定価格500万円以下	予定価格50万円以下

備考 1件の予定価格が秋田県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第15号）第102条の各号に定める額を超えるものは、別に定める入札参加者等選定委員会の合議を経なければならない。

3 支出命令に関する専決区分

専決事項		決裁権者	
		局長	財務担当課長
(1)	報酬		○
(2)	給料		○
(3)	職員手当等		○
(4)	共済費		○
(5)	災害補償費	80万円以上	80万円未満
(6)	恩給及び退職年金		○
(7)	賃金	50万円以上	50万円未満
	ア 作業員賃金		
	イ その他		○
(8)	報償費	80万円以上	80万円未満
(9)	旅費	○	
	ア 次長及び課長級の出張		
	イ その他		○

(10) 交際費	ア 連合長、副連合長及び事務局長に係るもの	○	
	イ その他		○
(11) 需用費	ア 食糧費	5万円以上	5万円未満
	イ 物品(物品修繕を含む。)	80万円以上	80万円未満
	ウ 光熱水費		○
	エ その他	80万円以上	80万円未満
(12) 役務費	ア 後納郵便料及び電信電話料		○
	イ 保険料のうち継続的に加入している保険に係るもの		○
	ウ 医療保険に係る診療報酬審査支払手数料		○
	エ その他	80万円以上	80万円未満
(13) 委託料		80万円以上	80万円未満
(14) 使用料及び賃借料	ア 継続的賃貸借料		○
	イ その他	40万円以上	40万円未満
(15) 工事請負費		130万円以上	130万円未満
(16) 原材料費		80万円以上	80万円未満
(17) 公有財産購入費		100万円以上	100万円未満
(18) 備品購入費		80万円以上	80万円未満
(19) 負担金、補助及び交付金	ア 義務的性質の負担金		○

	イ その他の負担金	50万円以上	50万円未満
	ウ 補助金	200万円未満	
	エ 交付金	200万円未満	
(20)	扶助費		○
(21)	貸付金	200万円未満	
(22)	補償、補てん及び賠償金	公共工事に係る補償金 80万円以上	80万円未満
(23)	償還金、利子及び割引料		○
(24)	投資及び出資金	200万円未満	
(25)	積立金	200万円未満	
(26)	寄附金	200万円未満	
(27)	公課費		○
(28)	繰出金		○

備考

- 1 1件の支出負担行為で、支払が2回以上にわたる支出命令の専決区分は、分割された支払金額による。
- 2 債権者を集合し、又は支出負担行為を集合して支出命令の手続をする場合の専決区分は、債権者を集合し、又は支出負担行為を集合した支出命令に係る金額による。
- 3 科目を併合して支出命令の手続をする場合の支出命令の決裁権者は、この表の専決事項のそれぞれの決裁権者のうち上位の決裁権者とする。この場合において、この表の同一の専決事項内の科目の併合は、当該併合に係る金額を合計するものとする。

4 歳出予算の流用及び予備費の充当に関する専決区分

専決事項	決裁権者	
	局長	財務担当課長
(1) 各項及び各目の金額を相互に流用するとき	100万円未満	
(2) 同一の目内において、人件費に係る節以外の節に係る予算費用を流用する場合であって、各細目、各細々目又は各節の金額を相互に流用するとき。	100万円以上	100万円未満
(3) 同一の節内において、各細節の金額を相互に流用しようとするとき。		○
(4) 予備費の充当	20万円以上	20万円未満

5 財産に係る事務に関する専決区分

専決事項	決裁権者	
	局長	財務担当課長
(1) 動産及び不動産の処分(重要な公有財産の処分を除く。)に関する事	予定価格が200万円以上	予定価格200万円未満
(2) 物品の貸付けに関する事	予定価格(年額換算) 2,000万円未満	予定価格(年額換算) 100万円未満
(3) 公有財産の貸付けに関する事	賃貸借料年額換算 500万円未満	賃貸借料年額換算 50万円未満
(4) 普通財産の信託に関する事		○
(5) 土地の境界査定に関する事		○
(6) 公有財産の所管換え及び		○

分類替えに関すること。		
(7) 行政財産の用途又は目的 外の使用許可に関すること。	使用料年額換算 100万円以上	使用料年額換算 100万円未満

6 その他の財務事務に関する専決区分

専決事項	決裁権者	
	局長	財務担当課長
(1) 法令及び契約に基づく収入金の調定、告知、督促及び歳入調定に関する事。		○
(2) 過誤納金の還付及び充当に関する事。		○
(3) 使用料、手数料及び延滞金の減免に関する事。		○
(4) 支出科目の更正命令に関する事。		○
(5) 物品の購入及び修繕に係る検査に関する事。		○
(6) 工事の検査に関する事。	契約金額が130万円以上	契約金額が130万円未満
(7) 歳入歳出外現金の保管金払出命令に関する事。		○
(8) 基金の取崩しに関する事。	○	
(9) 基金の年度末残高を翌年度に繰り越す場合の年度間更正に関する事。		○